

令和5年度小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

第1 研修の目的

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）」に基づき、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者が、当該事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するための必要な知識及び技術を修得することをねらいとする。

第2 研修の対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者であって、次に掲げる研修のいずれかを修了している者とする。

なお、所属する事業所は、所在地が静岡市及び浜松市を除く静岡県内であるものに限る。

- (1) 平成13年度以降に実施された厚生労働省の定める痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了者
- (2) 平成17年度以降に実施された厚生労働省の定める認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (3) 公益社団法人日本認知症グループホーム協会が平成14年度以降に実施した痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (4) 公益社団法人全国老人福祉施設協議会が平成20年度以降に実施した認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (5) 一般社団法人静岡県介護福祉士会が平成21年度から平成28年度までに実施したファーストステップ研修の修了者
- (6) (1)から(5)の研修と同等とみなされる研修の修了者

第3 定員

各35人程度

第4 日程及び会場

区分	日程	会場
中部会場	令和6年1月23日(火)、24日(水)	静岡県総合社会福祉会館 (シズウエル)7階 703会議室
西部会場	令和6年2月8日(木)、9日(金)	浜松市福祉交流センター 2階 大会議室

※ 課程の一部のみの受講は認めない。全課程を修了した者を修了者とする。

第5 研修カリキュラム

【 1日目 】

時 間	内 容	講 師 等
9:50～10:00	開 講 式 オリエンテーション	静岡県社会福祉人材センター
10:00～12:00	総論・小規模多機能ケアの視点 小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解します。	静岡県認知症介護指導者の会 杉森 幸恵 氏
13:00～ 16:00	チームケア（記録、カンファレンス・アセスメント・プラン） 小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解します。 地域生活支援 本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方、また、地域・他機関との連携について理解します。	静岡県認知症介護指導者の会 小野 祐 氏

【 2日目 】

時 間	内 容	講 師
9:30～16:00	ケアマネジメント論 小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人ひとりの在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解します。 居宅介護支援計画作成の実際 小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成について理解します。	特定非営利活動法人 全国小規模多機能型 居宅介護事業者連絡会 事務局長 山越 孝浩 氏
16:00～	閉講式	

第6 研修に要する費用

教材等にかかる実費相当分の費用（6,000円）を、研修の1週間前までに受講決定通知時に同封する振込票により事前振込する。

なお、交通費等については自己負担とする。

※本研修は、福祉人材センターが行なう社会福祉法第94条第4項に規定する業務であり、第2種社会福祉事業である「福祉事業に関する連絡又は助成を行なう事業」に該当するため、非課税である。

第7 受講申込み

募集要項に定めるとおり

第8 受講者の決定

申込者が定員を超える場合は、公正な選考により受講者を決定する。

なお、申込者全員に選考結果を通知する。

第9 修了証書の発行

本研修の全課程を受講した者に修了証書を交付する。